

「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準（案）」  
「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針（案）」  
に関するコメント

平成 17 年 10 月 6 日

あずさ監査法人  
純資産の部検討グループ

平成 17 年 8 月 10 日付で公表されました「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準（案）」、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針（案）」について、あずさ監査法人の監査実務従事者のグループにて検討し、以下のとおり意見を取りまとめましたので提出いたします。

検討グループのメンバーは以下のとおりです。

公認会計士 斎藤 昇  
公認会計士 轡田 留美子  
公認会計士 宮原 さつき  
公認会計士 前田 啓  
公認会計士 古市 昭雄

#### 1. 基準 6 項、31 項に関して

利益剰余金の区分で、従来は「任意積立金」だったが、基準では「任意積立金等」となっている。名称に「等」を付け加えているのは、従来は含まれていなかった科目が含まれることになったためか、あるいは違う理由なのか、その変更理由について明らかにしてはどうか。

また、理由を明らかにしない場合も、適用指針 3 項の表示例で内容を示してはどうか。

#### 2. 基準 10 項に関して

今回の変更が、会計基準の変更に伴う会計方針の変更として取り扱われるのか否かについて、明示してはどうか。

#### 3. 基準 10 項に関して

適用初年度の比較可能性確保に関して、現状これまでの資本の部の合計に相当する金額を注記する方法のみ記載されているが、一株当たり当期純利益に関する会計基準が公表されたときと同様に、前期の資本の部について「純資産の部」に相当する金額を注記する方法との、選択適用を認めてはどうか。

今回の改正により、一株当たり当期純資産の計算結果についても変更が予想され、影響額の計算に当たって選択肢を増やしたほうが実務上の混乱が少ないと思われる。

#### 4. 適用指針 4 項(4)、16 項に関して

繰延ヘッジ損失に対する繰延税金資産の回収可能性に関して、翌事業年度に解消されることが明らかである場合には、分類 4 の本則、また書きの会社についても計上することができると考えても良いか。

**5. 適用指針 7 項(2)、26 項に関して**

その他有価証券評価差額金の換算については、洗替後残高に決算時の為替相場による円換算額を付するという理解で良いか。

**6. 適用指針 7 項(2)、26 項に関して**

「評価・換算差額等に属する項目」について、決算時の為替相場による円換算額を付するとすると、洗替処理を前提としていない為替換算調整勘定（在外子会社で在外孫会社をサブ連結した場合に生じる外貨ベースのもの）についても、全て決算時の為替相場による換算を行うようになると思われるが、良いか。

**7. 設例 1 の（参考）適用前における会計処理について**

現行の実務では、時価評価された繰延ヘッジ計上後の B/S をもとに開始仕訳を行うため、連結処理時に、繰延ヘッジ損益を「評価差額」認識する振替処理等は改めて行っていないように思われるがどうか。

**8. 適用指針 5 項、設例 1（参考）に関して**

現行実務を上記とした場合、繰延ヘッジ損益を純資産の部に表示することに伴う、適用初年度における資本連結上の取扱を明確にしてもらいたい。  
過去、評価差額に振替えていなかった場合、過去ののれんの額が変わってくると思われる。当該変更部分に関する遡及修正の要否・修正方法について、設例等で開示願いたい。

**9. 基準 7 項、適用指針 22 項に関して**

子会社の純資産の部において、株主資本以外の部分でマイナス残高が発生している場合、少数株主持分に負担させる部分は、現行の親会社持分にのみ負担させる考え方が踏襲されるのか。（連結財務諸表原則四 2）

また踏襲される場合、少数株主持分への負担は、各項目毎に負担の要否を検討するという考え方になるのか。

以上